

「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に基づく

都市ガス料金の値引きについて

2025年12月18日
中遠ガス株式会社

1. 概要

中遠ガス株式会社は、経済産業省資源エネルギー庁の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」(以下、「本事業」)に基づき、都市ガス料金の値引きを実施します。なお、**値引き適用にあたりお客様によるお申し込み等の手続きはございません。**

<都市ガス料金の計算方法>

対象期間中は毎月値引き単価を反映した従量料金単価にて算定いたします。

$$\text{ガス料金} = \boxed{\text{基本料金}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{従量料金} \\ \text{従量料金単価} \\ \text{基準単位料金} \pm \text{原料費調整による調整額} - \boxed{\text{値引き単価}} \end{array}} \times \boxed{1\text{ヶ月の} \\ \text{ご使用量}}$$

2. 対象期間

2026年1月使用(2月検針)分～3月使用(4月検針)分

3. 対象となるお客さま

中遠ガスの都市ガスをお使いのお客さま

※年間契約数量1,000万m³以上のお客さまは対象外

4. 値引き単価(税込み)

	2026年1月使用分 (2月検針分)	2026年2月使用分 (3月検針分)	2026年3月使用分 (4月検針分)
都市ガス	18.0円/m ³	18.0円/m ³	6.0円/m ³

5. 値引き単価のご確認方法

値引き額は、「①政府の支援による値引き単価」×「②ガスご使用量」にて計算できます。

(ご契約のプランによっては、値引き額が異なる場合がございますので、ご了承ください。)

6. 問い合わせ窓口

国による電気・ガス価格激変緩和対策事業の支援制度に関するお問い合わせは、以下の専用ダイヤルへお問い合わせください。

●【本事業に関するお問い合わせ】

* 経済産業省 資源エネルギー庁 お問い合わせ窓口

0120-013-305 : 平日 9:00～17:00(年末年始を除く)

※詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>) をご覧ください。

●【上記以外のお問い合わせ】

ご使用量や料金の算定方法等がわからない場合や、ご契約いただいている料金プランの確認等については、下記中遠ガス連絡先までご連絡ください。

【電話番号】 0537-23-2211 (受付時間：平日 8:45～17:30)